

アオモリ・ワーケーション体験モニター事業  
自家用車等利用の際の費用助成に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和7年度アオモリ・ワーケーション体験モニター事業実施要綱（令和7年4月1日実施）第11条第1項の規定に基づき、自家用車等利用の場合の交通費の助成に関し必要な事項を定める。

(対象経費)

第2条 助成の対象となる経費は、参加者が居住地と青森市との間の移動に要した費用のうち、次に掲げる費用であって、領収書により当該費用が確認できるものとする。

- (1) ガソリン、軽油等の燃料費
- (2) 高速道路及び有料道路に係る利用料金

(助成額)

第3条 助成する額は、前条各号に掲げる費用を合算した額と参加者1人当たり5,000円に参加者数を乗じて得た額とを比較していずれか低い額とする。

附 則

(実施期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から実施する。

(この規程の失効)

- 2 令和8年3月31日をもって廃止する。